

重要事項説明書

社会福祉法人 田代保育園

田代保育園重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人 田代保育園
事業者の所在地	鳥栖市田代大官町797-1
事業者の連絡先	0942-82-3321
代表者氏名	理事長 古賀 京子

(2) 施設の概要

種別	保育所							
名称	田代保育園							
所在地	鳥栖市田代大官町797-1							
連絡先	(電話番号) 0942-82-3321 (FAX番号) 0942-82-3214							
施設長氏名	園長 古賀 崇久							
開設年月日	昭和27年3月31日							
利用定員	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	(3号)	18人	18人	21人	21人	21人	21人	120人
当園の基本理念・方針	<p>田代保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。</p> <p>2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を配慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。</p> <p>3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行なうものとする。</p> <p>4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源と</p>							

	<p>の連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。</p> <p>5 当園は、佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例（平成24年佐賀県条例第20号）、鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鳥栖市条例第12号）及びその他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。</p>
--	--

（3）施設の概要

敷地	敷地全体	3 4 3 0 . 0 3 m ²
	園庭	1 1 9 4 . 7 3 m ²
園舎	構造	耐火鉄筋コンクリート造り平屋作り
	延べ	8 6 3 . 4 7 m ²

（4）主な設備の概要

設備	部屋数	面積	備考
保育室	3室	2 1 4 . 8 6 m ²	3 . 4 . 5歳児
遊戯室（ホール）	1室	1 4 2 . 4 9 m ²	
乳児室	1室	6 6 . 4 4 m ²	0歳児
ほふく室	1室	1 0 2 . 2 0 m ²	1 . 2歳児
調理室	1室	5 0 . 3 7 m ²	
事務室	1室	2 1 . 7 3 m ²	
その他		2 6 5 . 3 8 m ²	トイレ及び倉庫

(5) 職員体制 (2023年 4月 1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人	人	園の統括
主任保育士	1人	1人	人	保育の統括・保護者相談・
副主任保育士	1人	2人	人	主任保育士の補佐
保育士	15人	18人	6人	保育業務
看護師	1人	1人	1人	保育業務・健康管理業務
栄養士・調理師	2人	3人	1人	栄養管理・献立作成・給食調理
事務員	1人	1人	人	事務業務

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで		
保育時間	保育標準時間	午前 7時00分～午後 6時00分 (11時間)	
	保育短時間	午前 8時30分～午後 4時30分 (8時間)	
延長保育	保育標準時間	午後6時～午後7時	
	保育短時間	朝：午前7時00分～午前8時30分 夕：午後4時30分～午後6時00分	
開所時間	月～金曜日	午前7時～午後7時	
	土曜日	午前7時～午後7時	
休業日	日曜日・祝日		
	年末年始 (12月29日～1月3日)		

(7) 利用料等

利用者負担(月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担 (0. 1. 2歳児の保育料)		
口座振替徴収	副食費	1月当たり(3歳以上児)	4700円
	主食費	1月当たり(3歳以上児)	700円
	手数料	1月1世帯当たり	10円
実費徴収	保護者会費	1月当たり	250円
	卒園記念品代	1月当たり(5歳児のみ)	100円

その他	延長保育に係る費用	1月当たり	3000円
		1回当たり	500円
		短時間保育1回当たり	200円
	絵本代	希望者のみ	500円～1000円

特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

（８）提供する特定教育・保育の内容

当園が提供する保育等の内容は次のとおりとします。

- ①特定教育・保育及び時間外保育の提供
- ②園児への完全給食の供給
- ③一時預かり事業の実施
- ④地域支援事業の実施

（９）年間行事予定

月	行事内容
4	入園式
5	親子遠足・交通教室
6	歯の衛生講話 5才児親子レクリエーション
7	夏祭り・プール開き 3才児親子レクリエーション
8	4才児親子レクリエーション
9	運動会（全園児）
10	0.1. 2歳児親子ふれあい会・講演会
11	生活発表会（3.4.5才児）
12	餅つき会 一斉参観日・懇談会
1	
2	豆まき
3	お別れ会・卒園式

(10) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

利用者の決定	市が行う利用調整による
利用の開始	当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託をうけたときに、開始するものとします。
終了事由	・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	・保育中に発熱や体調が悪くなった場合は連絡をさせていただきます。 ・感染症と診断された場合は、登園許可書・及び登園届を提出していただきます。 ・与薬の取り扱いは、実施していません。 ・駐車場での事故等については、責任は負いかねません。

(11) 嘱託医

医療機関の名称	こが医療館 明彦・まきこクリニック
医院長名	古賀 真貴子
所在地	鳥栖市大正町764-5
電話番号	0942-85-8822

(12) 嘱託歯科医

医療機関の名称	門司歯科医院
医院長名	一木 いず美
所在地	鳥栖市田代上町221
電話番号	0942-82-2747

(13) 緊急時における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもの体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡するとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか近隣の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

【管轄する消防署】

消防署名	鳥栖・三養基地区消防本部
所在地	鳥栖市本町3丁目1488番地1
電話番号	0942-85-0119

【管轄する警察署】

警察署名	鳥栖警察署
所在地	鳥栖市元町1234-5
電話番号	0942-83-2131

(14) 非常災害対策

防火管理者	園長 古賀 崇久
消防計画届出年月日	令和5年4月1日
避難訓練	別途に記載
避難場所	田代小学校・田代まちづくり推進センター
緊急時の連絡手段	電話・ホームページ・緊急時災害用伝言ダイヤル

(15) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	山口 さゆり	
相談・苦情解決責任者	古賀 崇久	
第三者委員	松永 多樹子	電話 0942-82-3194 鳥栖市家庭児童相談室 相談員
	白水 博基	電話 0942-82-4031 光徳寺 住職

【要望・苦情等への対応方法】

口頭や電話、書面などにより随時受け付けています。無記名で利用できるご意見箱も設置されています。責任者の段階で納得がいかない場合は第三者委員の直接相談し、立会いや助言などを求めることができます。

受け付けたご意見は関係職員や苦情解決責任者、第三者委員に報告し、円滑な解決に努めます。（第三者委員への報告を拒否される場合は報告しませんのでその旨をお伝え下さい）解決責任者より回答を申し出人に通知しますが、無記名の場合は所定の掲示板に掲示します。個人情報を含むものや申し出人が拒否した場合を除き、事業報告やホームページ等の公表を行います。

（16）賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	ほいくのほけん（全国私立保育園連盟）
保険の内容	死亡・後遺障害 215万
保険金額	通院 1日 1500円 入院 1日 2250円

（17）個人情報の取り扱い

市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料や給食費の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

保育の様子を紹介するため、園児の写真等などをお便りやキッズリーに掲載しています。差しさわりのある方は、園長まで事前にお知らせ下さい。

また、保育園の行事等で撮った写真や掲載した写真を SNS 等への転載はおやめください。

（18）虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権を擁護並びに虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

（19）その他の利用にあたっての留意事項

当園での保育士・看護師による投薬は、医師法等に抵触するためおこなっておりません。

他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止め下さい。

令和元年12月1日改定

令和3年3月31日改正

令和4年3月31日改定

令和5年4月1日改定

令和5年6月12日改定

